

政令第二十二号

子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

## 理由

子ども・子育て支援法の施行期日を定める必要があるからである。